

第1977回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和6年3月11日(月) 午前10時開会
午後0時28分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、石井市町村支援部長、田中県立学校部副部長、吉田市町村支援部副部長、松本文化資源課長、廣川魅力ある高校づくり課長、角坂県立学校人事課長、齋藤小中学校人事課管理主幹、澤田小中学校人事課管理主幹
案浦書記長、小島書記、岩城書記、太田書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、小林委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第18号議案から第24号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 議事

第17号議案 令和5年度埼玉県指定文化財の指定について 上程
松本文化資源課長（提案理由、新たに埼玉県指定文化財に指定するもの、指定の
年月日について説明）

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

魅力ある県立高校づくり第2期実施方策に基づき設置する新校の基本計画（案）
について

廣川魅力ある高校づくり課長（提出理由、魅力ある県立学校づくり第2期実施方策
（令和4年10月策定）の概要、新校基本計画（案）の趣旨、新校基本計画（案）
の構成、各新校基本計画（案）の概要について説明）

戸所教育長職務代理者 魅力ある県立高校を作るということで説明を聞いている
と非常にわくわくします。1点だけ申し上げると、教育活動は実際には先生が実
施していくわけですね。今は生徒もSNSなどで情報を入手することができます。
先生が世の中の流れに付いていき、経験をした上で指導をしていくことが、
この素晴らしい基本計画を実現していく鍵だと思います。先生が自らの体験を通
して作り上げた地域、地域の企業、外部機関、社会そして世界とのネットワーク
をどのように活用し、生徒を巻き込んでいくかということをしっかりと考えてい
くことが重要です。今後、新校開設委員会で準備を進めることとなりますが、是
非、この考えを念頭に置いて、魅力ある高校を作っていただきたいと思いました。

廣川魅力ある高校づくり課長 やはりこれから高校を作っていく中で、教職員の力
は鍵になると思います。研修や外部との連携も含め、今後検討をさせていただき
たいと思います。

戸所教育長職務代理者 先生に対しても、経験を外にもどんどん求めるようなスタ
ンスで動いていくように依頼をしていただきたいと思います。

坂東委員 和光新校は国際科、岩槻新校と秩父・皆野新校は国際教養科を設置する
とありますが、この2つの学科はどのような違いがあるのでしょうか。

廣川魅力ある高校づくり課長 この3校はいずれも、国内外で活躍できるグローバル人材の育成を目指すことを考えています。和光国際高校には、外国語科がありますが、和光新校においては、外国語というよりも、その先の国際理解を深めるような教育を強めるというイメージを持っています。岩槻新校と秩父・皆野新校については、海外に出ていくということももちろんですが、国際化が進む地域において、国際理解への意識を深めた上で地域に貢献できる人材を育てるという部分にも視野を向けています。

坂東委員 具体的にカリキュラムに違いがあるのでしょうか。

廣川魅力ある高校づくり課長 実際のカリキュラムについては、来年度以降詰めていくところですが。現在のイメージでは、岩槻新校と秩父・皆野新校ではどちらかというと探究的な活動を繰り返し広げる中で、国際感覚を養うような機会を多く設けていけるとよいと思っています。

日吉教育長 今御指導いただいたところをしっかりとアナウンスしてください。

(4) 次回委員会の開催予定について

3月21日(木)午後3時

<非公開会議結果>

議事

第18号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った東部地区の公立中学校の男性教諭(36歳)に対して、6月間停職する懲戒処分を決定しました。

第19号議案 教職員の懲戒処分について 上程

酒気帯び運転を行い交通事故を起こした加須市立水深小学校の女性教諭(57歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第20号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った北部地区の公立中学校の男性教諭(35歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 2 1 号議案 教職員の懲戒処分について

上程

非違行為を行った県立富士見高等学校の男性教諭(26歳)に対して、1か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第 2 2 号議案 教職員の懲戒処分について

上程

非違行為を行った県立特別支援学校さいたま桜高等学園の男性講師(23歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第 2 3 号議案 教職員の人事について

上程

令和6年度当初埼玉県立学校の校長の人事異動を決定しました。

第 2 4 号議案 教職員の人事について

上程

令和6年度当初埼玉県公立小・中学校等の校長の人事異動を決定しました。